A 2.1 基準　船員の雇用契約

1 加盟国は、自国を旗国とする船舶が次の要件を遵守することを要求する法令を制定する。

(a) 自国を旗国とする船舶において労働する船員は、自己並びにこの条約の要求する船舶における適切な労働条件及び生活条件を提供する船舶所有者又はその代表者の双方によって署名された船員の雇用契約（当該船員が被用者でない場合には、契約上又は類似の取決めの証拠）を有すること。

(b) 船員の雇用契約に署名する船員は、署名する前に当該契約について検討し、及び助言を求める機会並びに自己の権利及び責任について十分な理解をもって自由に契約を締結することを確保するために必要な他の便宜が与えられること。

(c) 関係する船舶所有者及び船員は、船員の雇用契約の署名済みの原本をそれぞれ有すること。

(d) 船員（船長を含む。）が船舶において自己の雇用条件に関する明確な情報を容易に得ることができること及び権限のある機関の職員（寄港する港における権限のある機関の職員を含む。）も当該情報（船員の雇用契約の写しを含む。）を検査のために利用することができることを確保するための措置をとること。

(e) 船員は、船舶における自己の雇用の記録が記載された文書を交付されること。

2 団体交渉の合意が船員の雇用契約の全部又は一部を構成する場合には、当該団体交渉の合意の写しは、船舶において利用可能とする。船員の雇用契約及び適用可能な団体交渉の合意の言語が英語でない場合には、次のものは、英語によっても利用可能とする（国内の航行にのみ従事する船舶を除く。）。

(a) 当該契約の標準様式の写し

(b) 団体交渉の合意のうち、第5.2規則の規定に基づく寄港国による検査の対象となる部分

3 1(e)に規定する文書には、船員の勤務の成績又は賃金に関する事項を記述してはならない。その文書の形式、記録すべき事項及びその事項を記入する方法は、国内法令で定める。

4 加盟国は、その国内法令によって規律される全ての船員の雇用契約に含まれるべき事項を明示する法令を制定する。船員の雇用契約には、次の事項が含まれなければならない。

(a) 船員の氏名、生年月日又は年齢及び出生地

(b) 船舶所有者の名称及び住所

(c) 当該船員の雇用契約が締結された場所及び年月日

(d) 船員の従事する職務

(e) 船員の賃金の額又は適用可能な場合には、賃金を計算するために用いられる方法

(f) 年次有給休暇の日数又は適用可能な場合には、日数を計算するために用いられる方法

(g) 当該契約の終了及びその条件、特に、

(i) 当該契約が期間を定めないで締結された場合には、各当事者が契約を終了させることができる条件及び予告期間。船舶所有者側の予告期間は、船員側の予告期間よりも短くてはならない。

(ii) 当該契約が一定の期間について締結された場合には、その期間の満了の日

(iii) 当該契約が特定の航行について締結された場合には、目的港及びそれに到達した後船員が解雇されるまでの期間

(h) 船舶所有者により船員に与えられる健康の保護及び社会保障による保護に関する給付

(i) 船員の送還される権利

(j) 適用可能な場合には、団体交渉の合意への言及

(k) その他国内法令に定める事項

5 加盟国は、船員の雇用契約の早期の終了のために船員及び船舶所有者によって与えられる最も短い予告期間を定める法令を制定する。この最も短い予告期間は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、決定されるものとし、七日間よりも短くてはならない。

6 国内法令又は適用可能な団体交渉の合意に基づき、一層短い期間の予告で又は予告なしに雇用契約を終了させることが正当であると認められる状況においては、最も短い予告期間よりも短い予告期間を与えることができる。加盟国は、そのような状況を決定するに当たり、船員が不利益を受けることなく、人道的な又は他の緊急の理由のために、一層短い期間の予告で又は予告なしに雇用契約を終了させる必要性が考慮されることを確保する。

B 2.1 指針　船員の雇用契約

B 2.1.1 指針　雇用の記録

1 加盟国は、A 2.1基準1(e)に規定する雇用の記録に記載される事項を決定するに当たり、当該記録が更なる労働の機会の取得を促進し、又は昇格若しくは昇進のための海上勤務の要件を満たすために十分な情報（英語による訳文を含む。）を含んでいることを確保すべきである。船員手帳は、同基準1(e)に規定する要件を満たすことができる。

第2.2規則　賃金

目的　船員に対しその役務について賃金が支払われることを確保すること。

1 全ての船員は、その労働について、雇用契約に従い定期的に賃金の全額の支払を受ける。

A 2.2 基準　賃金

1 加盟国は、自国を旗国とする船舶において労働する船員に支払われるべき賃金が適用可能な団体交渉の合意に従い、一箇月以内の間隔で支払われることを要求する。

2 船員は、支払われるべき賃金及び支払われた金額の一箇月ごとの明細（賃金及び追加的な給付並びに合意したものと異なる通貨又は換算率によって支払が行われた場合には用いられた為替換算率を含む。）が与えられる。

3 加盟国は、船舶所有者に対し、船員がその収入の全部又は一部をその家族、被扶養者又は法定の受給者に送金する手段を当該船員に提供するため、4に定めるような措置をとることを要求する。

4 船員がその家族に収入を送金することができることを確保するための措置は、次のものを含む。

(a) 船員が希望する場合には、当該船員が雇用される時又は当該船員の雇用期間中に、銀行口座振替又は類似の手段により当該船員の収入の一定の割合をその家族への定期的な送金に割り当てることができるようにする制度

(b) 船員の指定した者に対し割当額を所定の時期に直接送金するよう要求すること。

5 3及び4の規定に基づくサービスに係る料金は、妥当な金額のものとし、通貨の為替換算率は、別段の定めがない限り、国内法令に従い、市場における一般的な換算率又は公表された公式の換算率とし、かつ、船員にとって不利とならないものとする。

6 船員の賃金を規律する国内法令を制定する加盟国は、規範B部に定める指針に妥当な考慮を払う。

B 2.2 指針　賃金

B 2.2.1 指針　特定の定義

1 B 2.2 指針の適用上、

(a) 「有能船員」とは、甲板部において勤務する部員に対して要求される職務（監督又は専門的な部員の職務を除く。）を遂行する能力を有すると認められる船員又は国内法令、国内慣行若しくは団体交渉の合意により有能船員として定義される者をいう。

(b) 「基本給又は基本賃金」とは、構成のいかんを問わず、通常の労働時間に対する支払をいうものとし、時間外手当、賞与、手当、有給休暇その他の追加的な報酬を含まない。